

「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理方法における議会の関わりについて(案)

基本構想基本計画特別委員会

1 趣旨

平成 28 年第 4 回定例会で設置された基本構想基本計画特別委員会は、「基本構想及び基本計画の進行管理方法に関し、調査及び研究を行う。」が、設置目的の一つとなった。このため、この件に関し議会閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出を行い、調査研究を行うこととした。

飯田市議会は平成 29 年 4 月をもって改選となるため、詳細は改選後に決定することとなるが、円滑な取組を進めるため、当特別委員会において一定の方向を示すこととした。

2 議会における進行管理について

第 5 次基本構想基本計画においては、全ての業務が、政策＞施策＞事務事業 として体系化されていた。施策ごとに「施策マネジメントシート」が、事務事業ごとに「事務事業進行管理表」を作成され、行政評価においては、毎年施策及び事務事業から評価対象を抽出して評価を行い、議会としての評価及び提言をまとめた。

行政評価で評価対象としなかった事務事業については、決算審査において「事務事業進行管理表」を元に作成された「主要な施策の成果説明書」により説明を受け、審査の参考としてきた。

「いいだ未来デザイン 2028」においては、「目指すまちの姿（8 項目）」の実現に向けた 4 年間の「基本目標（12 項目）」を設定し、基本目標ごとに複数の「戦略（考え方）」を掲げ、毎年「戦略計画」を策定して取り組むこととしている。また「戦略計画」に紐付かない事務事業については、「分野別計画」に紐付けして進行管理を行うこととしている。

- (1) 行政評価においては、基本目標（12 項目）ごとに「戦略計画の自己評価」の報告を受け、議会としての評価（「計画は適正か」「取組は良かったか」「時代や状況変化に対応しているか」「進捗状況確認指標は適正か」「取組は的を射ているか」等）を行い、提言をまとめる。また分野別計画についても、必要に応じ説明を受けるものとする。
なお、提言の取りまとめは、翌年度の戦略計画を立案する時期までに行うものとする。
- (2) 事務事業については、予算及び決算審査において説明を聞き、議案審査の参考にする。
したがって、第 5 次基本構想基本計画の期間に実施していた、各事務事業に対して、拡大・見直し・縮小・廃止等を判断する形式での評価は、実施しない。

3 行政評価の実施体制について

第5次基本構想基本計画の期間においては、3つの常任委員会が、その所管ごとに各施策と事務事業を分担して行政評価を行ってきた。

「いいだ未来デザイン 2028」では、市が基本目標の実現に向けて組織横断的に取組むこととしていることから、組織、予算及び戦略計画を常任委員会の所管範囲に整理することは難しい面もある。

議会における行政評価は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めることを目的としていることから、各議員が政治的正統性を有していると認識した上で、効率的かつ効果的に責任ある対応を行うことが求められる。よって総合的には、常任委員会による行政評価が適切と考えられる。

なお、市の組織機構改革等により、常任委員会の所管の見直しの必要性が出てくる可能性もある。

- (1) 原則として3つの常任委員会が、各基本目標を分担して行政評価を行うものとする（基本目標のマネジメントリーダーが所属する常任委員会が担当する）。ただし、状況変化に応じ、実施体制の見直しを行う。

4 平成29年度における行政評価について

平成29年度においては、28年度の取組に対する評価を行うが、その成果は今後の戦略計画等に反映すべきである。しかし「いいだ未来デザイン 2028」は、第5次基本構想とその構造が大きく異なるため、他の年度とは異なる特別な対応が必要となる。

なお、「いいだ未来デザイン 2028」においては、9月までに各担当部課において次年度に向けた「中間評価」が行われるが、この内容を議会の行政評価で扱うことは、日程的に難しいと考えられる。

- (1) 平成29年における議会の行政評価は、常任委員会ごとに行い、29年度の戦略計画と対応関係が深い施策を、28年度の42の施策中から抽出して行うものとする。